

令和 3 年度 実施
大学機関別認証評価
評 価 報 告 書

東京医科歯科大学

令和 4 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準（1－1～1－3）	2
領域 2 内部質保証に関する基準（2－1～2－5）	4
領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準（3－1～3－6）	7
領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準（4－1～4－2）	10
領域 5 学生の受入に関する基準（5－1～5－3）	12
領域 6 教育課程と学習成果に関する基準（6－1～6－8）	14

付録 1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧

付録 2 根拠資料一覧

付録 3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について

自己評価書

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1. 令和3年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようないくつかのプロセスにより実施しました。

※ 令和3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教育現場の観察及び学習環境の状況調査を含めオンラインで実地調査を実施することとし、評価委員会において、通常実施している実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。

② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。

③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。

④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機関が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和2年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。

令和3年度実施分については、音声付きスライドを使って説明会を実施するとともに同様の方法で自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行い、かつ9月までに申請した大学の求めに応じて、個別の大学に対し大学の状況に即した自己評価書の作成について研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和2年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の43大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（43大学）

北海道大学、小樽商科大学、旭川医科大学、東北大学、福島大学、茨城大学、千葉大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、上越教育大学、山梨大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、三重大学、滋賀大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、鳥取大学、岡山大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、奈良先端科学技術大学院大学

- (3) 機構は、令和3年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和3年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和3年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和4年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和4年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和3年度に認証評価を実施した43大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和3年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト(<https://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和4年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川 良一	大学入試センター参与
片峰 茂	長崎市立病院機構理事長
片山 英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
近藤 倫明	北九州市立大学特任教授
里見 進	日本学術振興会理事長
清水 一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木 志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
高島 忠義	愛知県立大学名誉教授
高田 邦昭	群馬県公立大学法人理事長
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
西尾 章治郎	大阪大学総長
◎濱田 純一	国土緑化推進機構理事長

○ 日比谷 潤子	学校法人聖心女子学院常務理事
前田早苗	千葉大学教授
松本美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
山内進	松山大学教授
山口宏樹	国立大学協会専務理事
山本健慈	国立大学協会参与
吉田文	早稲田大学教授

※ ○は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

片峰茂	長崎市立病院機構理事長
川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
清水一彦	山梨大学理事・副学長
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
○ 土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
○ 光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
山内進	松山大学教授
山口宏樹	国立大学協会専務理事

※ ○は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

阿波賀邦夫	名古屋大学教授
井関尚一	公立小松大学教授
石井徹哉	大学改革支援・学位授与機構教授
井上美沙子	大妻女子大学理事・名誉教授
岩坂直人	東京海洋大学教授
大久保功子	東京医科歯科大学教授
小内透	札幌国際大学特任教授
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
岸本喜久雄	東京工業大学名誉教授
下條文武	新潟薬科大学長
○ 近藤倫明	北九州市立大学特任教授
齋藤一弥	筑波大学教授
佐藤信行	中央大学教授
佐藤裕之	弘前大学教授
下田憲雄	大分大学学長特命補佐
生源寺眞一	福島大学教授
白石小百合	横浜市立大学教授
高倉喜信	京都大学副学長

竹内 啓博	公認会計士、税理士
谷口 功	国立高等専門学校機構理事長
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤 良雄	公認会計士
徳久 剛史	千葉大学名誉教授
戸田山 和久	名古屋大学教授
西尾 章治郎	大阪大学総長
西原 達次	九州歯科大学理事長・学長
西村 伸一	岡山大学教授
野口 哲子	奈良先端科学技術大学院大学理事
長谷部 勇一	横浜国立大学名誉教授
花泉 修	群馬大学教授
光田 好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三矢 麻理子	公認会計士
◎ 山内 進	松山大学教授
山岡 洋	桜美林大学教授
山極 壽一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所所長
山口 佳三	京都大学監事

(第2部会)

石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構教授
市川 元基	信州大学副学長
伊東 幸宏	浜松地域イノベーション推進機構フォトンバレーセンター長
岩渕 明	岩手県工業技術センター顧問
大城 肇	琉球大学特別顧問
片山 英治	野村證券株式会社主任研究員
木部暢子	人間文化研究機構国立国語研究所特任教授
小山 清人	山形大学名誉教授
清水 美憲	筑波大学教授
鈴木 志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
○ 高島 忠義	愛知県立大学名誉教授
◎ 高田 邦昭	群馬県公立大学法人理事長
竹内 啓博	公認会計士、税理士
田島 節子	大阪大学名誉教授
土川 覚	名古屋大学教授
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤 良雄	公認会計士
野田 泰子	自治医科大学教授
前田 芳實	鹿児島大学名誉教授
三矢 麻理子	公認会計士

湯 川 嘉津美	上智大学教授
横 田 光 広	宮崎大学教授
横 山 清 子	名古屋市立大学副学長
米 村 千 代	千葉大学教授

(第3部会)

浅 田 尚 紀	奈良県立大学長
安 倍 博	福井大学教授
石 川 照 子	大妻女子大学教授
上江洲 一 也	北九州市立大学教授
◎ 片 峰 茂	長崎市立病院機構理事長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐々木 徹 郎	愛知教育大学特別教授
佐 藤 敬	青森中央学院大学長
塩 田 浩 平	京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授
田 邊 政 裕	千葉大学名誉教授
玉 木 長 良	京都府立医科大学特任教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山 和 久	名古屋大学教授
平 塚 浩 士	群馬大学顧問
藤 田 佐 和	高知県立大学教授
藤 本 真 一	大和檍原病院名誉院長
前 田 健 康	新潟大学教授
三 矢 麻理子	公認会計士
○ 山 本 健 慈	国立大学協会参与
吉 澤 結 子	秋田県立大学理事・副学長

(第4部会)

東 信 彦	大学入試センター監事
石 田 朋 靖	高崎健康福祉大学副学長
鵜 飼 裕 之	愛知東邦大学長
尾 家 祐 二	九州工業大学長
大 野 弘 幸	日本学術振興会学術システム研究センター所長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐 藤 之 彦	千葉大学教授
竹 内 俊 郎	東京海洋大学名誉教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
棚 橋 健 治	広島大学副学長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
○ 中 島 恒 一	富山国際大学顧問

原 田 信 志	熊本大学名誉教授
深 見 公 雄	放送大学高知学習センター所長
松 原 仁	東京大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
◎ 山 口 宏 樹	国立大学協会専務理事
横 矢 直 和	奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第5部会)

明 石 要 一	千葉敬愛短期大学長
位 田 隆 一	滋賀大学長
○ 稲 垣 卓	福山市立大学名誉教授
岩 崎 久美子	放送大学教授
大 谷 順	熊本大学理事・副学長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
加 藤 映 子	大阪女学院大学長
上 井 喜 彦	福島大学監事
後 藤 ひとみ	愛知教育大学特別教授
◎ 清 水 一 彦	山梨大学理事・副学長
下 田 憲 雄	大分大学学長特命補佐
蛇 穴 治 夫	北海道教育大学長
高 梨 泰 彦	京都産業大学教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
長 尾 彰 夫	大阪教育大学名誉教授
山 下 一 夫	鳴門教育大学長

※ ◎は部会長、○は部会長代理

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

◎ 川 嶴 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
浅 野 茂	山形大学教授
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
渋 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
鳴 田 敏 行	茨城大学教授
末 次 剛健志	有明工業高等専門学校総務課長
高 橋 哲 也	大阪府立大学副学長（統括）
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学教授

森 利 枝 大学改革支援・学位授与機構教授
※ ◎は部会長

2. 評価結果について

「I 認証評価結果」

「I 認証評価結果」では、評価対象大学がひとつの機関として機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあった場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「II 基準ごとの評価」

「II 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「III 意見の申立て及びその対応」

「III 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対する意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

東京医科歯科大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。(基準 5－3)

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 医歯学総合研究科では、優秀な外国人留学生の継続的な受け入れ体制構築に向けた取組を行っており、英語による授業のみの履修で修了要件の単位を取得できるコースを平成 28 年度の 10 コースから令和 2 年度までに計 17 コースに増加させ、大学院留学生数を平成 27 年度の 203 名から、令和 2 年度の 314 名に増加させた。(基準 6－4)
- 統合国際機構内にグローバル教育推進チーム、留学生支援チームを設置しており、留学前準備教育の充実や外国人留学生を対象とした日本語教育支援を充実させている。その結果、令和元年度における卒業生・修了生に占める海外経験者の割合は、学士課程で医学科 50%、歯学科 44%、保健衛生学科 27%、口腔保健学科 42% に増加した。(基準 6－5)

(第三者による評価結果の活用について)

基準 6－1 から 6－8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、医学部、歯学部及び保健衛生学研究科について、国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の結果をもって各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

(新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について)

令和 3 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録 3 のとおり取り組んでいることを認めた。

II 基準ごとの評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1－1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の2学部及び2研究科を置いている。

[学士課程]

- ・医学部（2学科：医学科、保健衛生学科）
- ・歯学部（2学科：歯学科、口腔保健学科）

[大学院課程]

- ・医歯学総合研究科（修士課程1専攻：医歯理工保健学専攻、博士課程5専攻：医歯学専攻、東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系専攻、東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻、東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻、生命理工医療科学専攻）
- ・保健衛生学研究科（博士課程1専攻：看護先進科学専攻）

平成28年度に、臨床的に専門性の高い経験・技能を有する高度専門的職業人であると同時に医学研究にも造詣が深く、かつグローバルな視点から医療・研究を捉えることができるリーダーを担う人材を養成するために、東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系専攻を設置している。

平成28年度に、歯学分野、特に歯科矯正学において日本・タイ国のみならず広く東南アジア等で同分野の優れた知識、技術を有し国際的リーダーになりうる研究心旺盛な高度専門医療人を養成するために、東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻を設置している。

平成30年度に、医学、歯学、保健学、生命理工学を中心とする多分野融合を実現した体系的な教育課程を基に、医療・生命科学領域の相互連携を図り、人類の健康と福祉に関する幅広い知識及び高い倫理観を有する医学、歯学、保健学、生命理工学分野の医療人、研究者、技術者、教育者等を養成するために、医歯理工保健学専攻（修士課程）を設置し、医学と歯学の両分野の専門的知識を熟知し、他分野との緊密な連携により世界をリードする研究者、教育戦略を打ち立て実行できる心豊かな教育者、高い倫理観を有し研究心旺盛な高度専門医療人、そして新しい時代を開拓するオピニオンリーダーを養成するために、医歯学専攻（博士課程）を設置し、生命理工学および医療科学分野に精通し、生命科学と先端医療との融合的学際分野において幅広い学識と国際的な視野を有し、高度な専門性と実践的問題発見・解決能力を持った人材、とりわけ先端的な研究遂行能力を有する研究者、卓越した学識と優れた人間性を有する教育者、世界の動向や社会の要請に応じて先端的な技術革新を実現するためのマネジメント能力を身につけ医療機関・バイオ産業界で活躍できる人材を養成するために、生命理工医療科学専攻（博士（後期）課程）を設置している。

令和2年度に、生物医学及び医学の知識のうち、特にがん治療に精通した外科学分野の専門的知識を熟知し、医療ニーズの多様化に即応し得るリサーチマインドを持った、日本及びASEAN地

域の医学・医療を牽引する高度専門医療人を養成するために、東京医科歯科大学・マヒ ドン大学国際連携医学系専攻を設置している。

基準1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1－2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1－2－2のとおり、著しく偏っていない。

基準1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準1－3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、各研究科、教養部、生体材料工学研究所、難治疾患研究所に所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各研究科、学部に研究科長、学部長、教養部については教養部長、生体材料工学研究所、難治疾患研究所については所長を置いている。

また、役員会の下に、それぞれ大学改革、教育、研究、診療機能、国際・グローバル化、情報化、知財管理・産学官連携を担う7つの統合機構を置き、戦略的に教員を配置している。

教育活動に係る事項を審議する組織として、学士課程では教授会、大学院課程では教授会及び研究科委員会を置いている。各学部の教授会は、当該教授会を置く組織の専任の教授から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。各研究科の教授会は、当該教授会を置く組織の専任の教授から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

各教授会は、令和2年度には、別紙様式1－3－2のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、学長が指名する理事、学長が指名する副学長、学長が指名する学長補佐、大学院医歯学総合研究科長、大学院保健衛生学研究科長、医学部長、歯学部長、教養部長、生体材料工学研究所長、難治疾患研究所長、医学部附属病院長、歯学部附属病院長、その他学長が指名する職員から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和2年度には、別紙様式1－3－3のとおり開催されている。

なお、令和3年10月1日の病院一体化に伴い、上記の構成員のうち「医学部附属病院長、歯学部附属病院長」は「病院長」となっている。

領域2 内部質保証に関する基準

基準2－1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準2－1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、目標・評価情報室長（理事・副学長（目標・評価担当））を自己点検・評価の責任者、学長を改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は教育研究評議会及び目標・評価情報室であり、その役割分担は教育活動等の内部質保証に関する方針に明確に定めている。教育研究評議会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長、理事、副学長、研究科長、学部長、附属病院長を含んで構成しており、目標・評価情報室は、これらの構成員との情報共有を経て業務を行っている。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

医学部においては、医学部長を責任者としてその質保証を行っている。

歯学部においては、歯学部長を責任者としてその質保証を行っている。

教養部においては、教養部長を責任者としてその質保証を行っている。

医歯学総合研究科においては、医歯学総合研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

保健衛生学研究科においては、保健衛生学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、建築委員会委員長を責任者として建築委員会が、学習環境については、建築委員会委員長を責任者として建築委員会が、情報設備については、統合情報機構長を責任者として統合情報機構が、附属図書館については、統合情報機構長を責任者として統合情報機構が分担して質保証を行っている。その役割分担は、建築委員会規則及び統合情報機構規則によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項については、学生支援・保健管理機構長を責任者として学生支援・保健管理機構が、学生の就職支援については、学生支援・保健管理機構長を責任者として学生支援・保健管理機構が、留学生の支援については、統合国際機構長を責任者として統合国際機構が、質保証を行っている。その他の学生支援については、学生支援・保健管理機構長を責任者として学生支援・保健管理機構が分担して質保証を行っている。その役割分担は、学生支援・保健管理機構規則及び統合国際機構規則によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方の検討については、統合教育機構長を責任者として統合教育機構が、入学者選抜方法等の策定、実施、検証については、入学試験委員会委員長（学長）を責任者として入学試験委員会が、質保証を行っている。その役割分担は、統合教育機構規則及び入学試験規則によって定めている。

基準2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準2－2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、教育活動等の内部質保証に関する方針に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準6－3から基準6－8に照らした判断を行うことを教育活動等の内部質保証に関する方針に定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、教育活動等の内部質保証に関する方針に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、教育活動等の内部質保証に関する方針を定め、定期的に実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、教育活動等の内部質保証に関する方針に定めている。

基準2－3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準2－3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式2－3－1のとおり実施され、その多くについて、対応済あるいは対応中の状況にある。

なお、今回の認証評価を受ける中で、令和3年11月までに、内部質保証体制を明文化して規定している。

基準2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準2－4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しにあたっては、規則を設けて、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項を役員会が審議することを定め、大学院医歯学総合研究科の改組、国際連携専攻の設置等については役員会と教育研究評議会で審議、決定している。

基準2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準2－5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等に当たって、教員選考基準、教員等の任免規則等を定め、書類選考、面接等で評価して、別紙様式2－5－1のとおり教員を採用・昇任させている。

教員個人評価に関する規則を定め、別紙様式2－5－2のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

教員個人評価に関する規則、初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則、勤勉手当支給細則に基づき、勤勉手当の成績率へ反映、毎年4月の昇給時の昇給区分に反映（月給制）、毎年4月の年俸改定の際に反映（基本給及び業績給）（年俸制）させる等、別紙様式2－5－3のとおり評価結果を反映させている。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式2－5－4のとおり、医学部保健衛生学科F D、医学部保健衛生学科教育技法F D、教養部F D、コーチング研修等を組織的に実施している。教育活動を展開するため、別紙様式2－5－5のとおり教務関係や厚生補導等を担う統合教育機構事務部職員等、教育活動の支援や補助等を行う医学部技術職員等、図書館の業務に従事する図書館職員、医学部、歯学部等で開講している科目にT A等教育補助者を配置し、活用している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式2－5－6のとおり、全学教職員研修（全学F D・S D）を実施し、国公私立大学医学部・歯学部教務事務職員研修（国立大学医学部長会議常置委員会及び一般社団法人全国医学部長病院長会議主催）、日本医学図書館総会分科会A（日本医学図書館協会）にも参加するなど、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。T Aに対しては、授業科目ごとにマニュアル等を作成し指導を行っている。

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3－1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準3－1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式3－1－2のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準3－2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準3－2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、教育研究評議会、経営協議会を設置している。

役員会は、学長、理事により構成され、中期目標についての意見及び年度計画に関する事項、国立大学法人法より文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、その他役員会が定める重要な事項等を審議している。

経営協議会は、学長、学長が指名する理事、役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、組織運営規程第10条に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの、その他学長が指名する職員により構成され、経営に関する重要な事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式3－2－2のとおり、体制を整備している。

法令遵守事項については、情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験があり、それらについて規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開は総務部総務秘書課、個人情報保護は総務部総務秘書課、ハラスメント防止は総務部人事労務課、学生支援・保健管理機構、安全保障輸出管理は統合研究機構事務部産学連携係（統合イノベーション推進機構産学連携研究センター）、生命倫理は統合研究機構事務部研究基盤係（統合イノベーション推進機構医療イノベーション推進センター）、動物実験は統合研究機構事務部研究基盤係が責任部署となっている。

危機管理については、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応があり、それらについて規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は危機管理委員会（総務部総務秘書課）及び防災対策委員会、情報セキュリティは情報戦略会議（統合情報機構情報推進課）、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は統合研究機構事務部、学生危機対応は危機管理委員会（総務部総務秘書課）、統合教育機構学務企画課が責任部署となっている。

基準3－3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準3－3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務組織規則、事務分掌規則に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式3－3－1のとおり、常勤544人、非常勤97人を配置している。

基準3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準3－4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式3－4－1のとおり、教員及び事務職員等が基金運営委員会、ハラスマント防止・対策委員会、安全衛生委員会、環境安全管理委員会等の構成員として協働して意思決定に参与している。管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式3－4－2のとおり、全学教職員研修(全学F D・S D)(891人参加)、「安全で適正な研究」に係る研修会(オンライン)(1,260人参加)、研究倫理講習会(オンライン)(3,293人参加)等を実施している。

基準3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準3－5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事2人(常勤1人、非常勤1人)を置いている。監事は、監事監査規則に基づき、監査計画を作成の上、定期監査及び臨時監査を実施し、学長に報告を行っている。会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。内部監査については、他の部門から独立した監査室が、内部監査規則に基づき、会計処理の適正及び業務の合理的・効率的運営を確保するため業務監査及び会計監査を行っている。監査室長は、事業年度ごとに監査計画書を作成し、監査終了後は、監査の結果得られた事実の記録及び証拠資料等、関連する諸資料を整理した監査調書その他の資料に基づき監査結果報告書を作成し、学長に報告している。

監事、会計監査人及び監査室は、被監査役員と定期的に打合せ等を実施し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

基準3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準3－6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式3－6－1のとおり公表している。なお、法令等が公表を求める事項のうち学校教育法施行規則第172条の2について、一部公表されていない内容があつたが、令和3年11月までに公表している。

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準4－1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

湯島キャンパス（文京区湯島）、駿河台キャンパス（千代田区神田駿河台）、国府台キャンパス（市川市）を有し、その校地面積は計92,520m²、校舎等の施設面積は計72,548m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式4－1－1のとおりであり、講義室、演習室、実験室、計算機実習室の利用時間を9時～20時（年末年始を除く）とし、MMA院生共同研究室（湯島キャンパスM&Dタワー12階）は利用時間制限なしとするなど、配慮を行っている。法令が定める附属施設については、別紙様式4－1－2のとおり、医学部附属病院、歯学部附属病院を設置している。なお、令和3年10月1日に両病院は統合し、東京医科歯科大学病院となっている。

別紙様式4－1－3のとおり、施設・設備の耐震化については、耐震化率は100%である。バリアフリー化については、バリアフリーマップを作成・公表するなど、配慮している。安全防犯面については、建物出入口の施錠・セキュリティ管理など、配慮されている。

ICT環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館（本館）については、湯島キャンパス内に設置しており、延面積4,480m²、閲覧座席数は301席である。原則として8時30分から22時まで開館している。令和3年5月1日現在の蔵書数は、図書178,967冊、学術雑誌112,764冊、電子ジャーナル12,616種である。自主的学習環境については、別紙様式4－1－6のとおり、自習室（医学部医学科）、第1講義室（歯学部）、1番教室（教養部）等が整備され、利用されている。

基準4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準4－2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、総合的相談、各種ハラスメントに係る相談窓口を設置し、別紙様式4－2－1のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメントに関する規則等に基づき、職員等については苦情相談部、学生等については学生支援・保健管理機構が相談窓口となり、ハラスメント防止・対策委員会と連携しハラスメントの防止等に係る環境の改善並びに構成員・関係者への指導等に関し、部局等の長へ要請する措置を講じるほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。

45団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式4－2－2のとおり、国府台

グラウンド、国府台テニスコート、国府台体育館を整備し、備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、チューター制度を設置し、生活実態アンケートの実施、日本語教室の開設をするなど、別紙様式4－2－3のとおり体制を整備しており、英語によるオリエンテーション資料、ガイドブック、保健管理センター案内等を作成し留学生の生活支援と健康相談に便宜を図っている。

障害のある学生への生活支援等は、別紙様式4－2－4のとおり、障害等により修学上の困難を抱える学生からの相談の受付、バリアフリーマップの作成・ウェブサイト掲載、様々な困りごとにに対する対策グッズの貸出し等を行っている。学生に対する経済面での援助は、別紙様式4－2－5のとおり、大学独自の奨学金制度、入学料の免除、授業料の免除等を行っている。

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5－1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準 5－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。なお、すべての研究科において、自己評価書提出時点には、「入学者選抜の基本方針」について明示されていなかったが、令和 3 年 11 月までにすべての研究科において学生受入方針を改訂し明示している。

基準 5－2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準 5－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式 5－2－1 のとおり入試を行っている。
実施体制については、入学試験委員会、入学者選抜方法改善委員会、入学試験問題作成委員会を置いている。

統合教育機構のアドミッション部門と教学 I R 部門が協働して入学区分別の入学後の G P A、留年状況、卒業試験成績等を追跡、検証している。とくに教学 I R 部門は個人識別番号として学生個人をコード化し各種教学データの紐づけをすることで様々な分析を可能にしている。

基準 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準 5－3 を満たしていない。

【改善を要する点】

- 医歯学総合研究科生命理工医療科学専攻及び東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系専攻において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

【評価結果の根拠・理由】

平成 29 年度～令和 3 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・ 医学部：1.01 倍
- ・ 歯学部：1.00 倍

[修士課程]

- ・ 医歯理工保健学専攻：1.04 倍

[博士課程]

- ・医歯学総合研究科医歯学専攻：1.17 倍
- ・医歯学総合研究科生命理工医療科学専攻：0.54 倍
- ・医歯学総合研究科東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻：0.93 倍
- ・医歯学総合研究科東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系専攻：0.27 倍
- ・医歯学総合研究科東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻：1.00 倍
- ・保健衛生学研究科看護先進科学専攻：0.83 倍

なお、生命理工医療科学専攻では、動画による分野紹介、東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系専攻はウェブサイトをリニューアルするなど、定員充足率の改善に向けた取組を実施している。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4年目終了時）の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。なお、医歯学総合研究科において、自己評価書提出時点には、③学習成果の評価の方針が明示されていなかったが、令和3年11月までに改訂され明示している。

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めている。

大学院課程のすべての研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用され

ていること

【評価結果】 基準6－4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、学部・研究科において、各科目の授業期間が原則として15週にわたるものとなっている。15週と異なる授業期間を設定している科目もあるが、教育上の必要があり、15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげている。

すべての学部・研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

すべての学部・研究科において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。

なお、教養部及び医歯学総合研究科における状況は、別紙様式6－4－4のとおりである。

すべての研究科において、大学院設置基準第14条で定める教育方法の特例の取組として、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている。

また、夜間において授業を実施しているすべての課程で必要な配慮を行っている。

基準6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準6－5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

なお、教養部における状況は、別紙様式6－5－1、6－5－2、6－5－4のとおりであり、医歯学総合研究科における状況は、別紙様式6－5－1、6－5－2、6－5－3、6－5－4のとおりである。また、全学的取組については、別紙様式6－5－2、6－5－3、6－5－4のとおりである。

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準6－6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

すべての学部・研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。なお、医歯学総合研究科及び保健衛生学研究科において、自己評価書提出時点では、学生への成績に対する異議申立て制度の明文化が一部不十分であったが、令和3年11月までにすべての研究科において、明文化されている。

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されること

【評価結果】 基準6－7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院教育課程の各研究科においては、学位論文審査基準を組織として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準6－8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

過去5年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式6－8－1のとおり、就職及び進学の状況は、別紙様式6－8－2のとおりであり、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生、就職先等からの意見聴取の結果によれば、医歯学総合研究科の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。